

第18日

令和元年7月1日（月）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第44号議案ほか2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第44号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第44号議案朝倉市手数料条例及び朝倉市農業集落排水処理施設、地域排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法の一部が改正されることに伴い、朝倉市手数料条例及び朝倉市農業集落排水処理施設、地域排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例において、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものです。

本委員会としましては、規格の名称変更による規定の整理であることから、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、第59号議案財産の取得について（パソコン及びプリンタ）です。

市職員が使用しているパソコン394台、コミュニティ職員が使用しているパソコン30台及び小中学校教職員が使用しているパソコン44台の計468台のパソコンとプリンタ50台を更新するため、指名競争入札を執行し、落札した株式会社富士通エフサス九州支社福岡支店から購入しようとするものです。

審査では、執行部にパソコンの更新周期についてたずねました。執行部によると、パソコンは新しいモデルがおおよそ1年ごとに販売され、5年後には部品の在庫がなくなることが見込まれます。よって、パソコンの故障時には修理できず使用できなくなることが想定されますが、財政事情を鑑みて6年で更新しているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第60号議案財産の取得について（学校系仮想化基盤）です。

朝倉市立小中学校の学校系仮想化基盤を更新するため、指名競争入札を執行し、落札し

た富士通株式会社九州支社から購入しようとするものです。

執行部によると、平成25年度の学校系システム更新時に各学校に設置していたサーバを1カ所に集約するとともに、学校系仮想化基盤を導入し運用していますが、6年が経過することから更新することです。

審査では、執行部に落札率をただしたところ、入札予定価格5,500万円、落札率は80.50%とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第44号議案朝倉市手数料条例及び朝倉市農業集落排水処理施設、地域排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案財産の取得について（パソコン及びプリンタ）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案財産の取得について（学校系仮想化基盤）を議題とし、討論を行いま

す。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第42号議案ほか3件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました第42号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第42号議案専決処分について（令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）です。

平成30年度の国民健康保険特別会計の決算見込みに伴い、事業勘定における歳入の不足分を補填するため、令和元年度予算から2億500万円を繰上充用する補正を行ったものです。

委員会では、国民健康保険運営の県単位化による変更点を踏まえた平成30年度の決算見込みについて、執行部から説明を受けました。県単位化により予算の一部が福岡県国民健康保険特別会計に移行したことや被保険者数の減少により、決算規模は前年度と比較し縮小する見込みです。

歳入では、平成29年7月九州北部豪雨災害減免前と比較し保険税の現年分が減少する見込みで、被保険者数の減少が主な要因であるとのことでした。

また、県単位化に伴う予算科目の変更により、保険給付費の財源となる県支出金が大きく増加しています。

歳出では、被保険者数が減少しているにもかかわらず、保険給付費が平成29年度と比較し増加しています。本市の国民健康保険被保険者の平均年齢は国や県より高く、医療費のかかる世代の加入率が高くなっています。平成30年度は1人当たり医療費がこれまでで最も高い43万3,460円になる見込みであり、このことは市が県に納める1人当たり納付金の額にも影響するとのことでした。

審査に当たりましては、まず、年々繰り上げ充用額が減少してきている理由及び今後の展望についてただしました。繰上充用額の減少の要因としては、平成26年度及び平成27年度に行った赤字補填のための一般会計からの繰り入れや平成27年度に行った税率の引き上

げに加え、県単位化に伴う国の財政支援の拡充が挙げられるとのことです。

また、今後の展望として、毎年被保険者が減少する中で、65歳以上の被保険者は全体の4割を超えており、今後の医療費動向によっては繰上充用額が増加に転じることも危惧されることから、国への公費拡充の要望とあわせ、医療費適正化及び国民健康保険税の収納率向上に引き続き取り組んでいくとの説明がありました。

具体的な収納率向上策としては、現年分の徴収に力を入れ新たな滞納をつくらないこと、差し押さえの強化及びファイナンシャルプランナーによる相談の実施などが挙げられます。このような取り組みを推進するとともに関係課との協議・検討を重ね、累積赤字の解消を目指していくとのことです。

また、委員会では、健康長寿のための食育の取り組みの重要性についても意見が出されました。

さらに早期発見・早期治療のために特定健診の受診率を向上させることも重要であり、健康づくり及び医療費適正化の実現のためには、健康課、保険年金課、介護サービス課、朝倉診療所などの関係部署との連携を強化していく必要があることを確認しました。

本委員会としましては、国民健康保険税収納対策の取り組みが収納率向上につながっていることを認めるとともに、各課が連携し医療費適正化を推進していく今後の方向性を踏まえ、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第45号議案朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律と災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い規定の整備を行うもので、条例の施行期日は公布の日からです。

今回の法律の改正では、被災者支援の充実を図るため、延滞の場合を除き、災害援護資金の貸付けの利率を年3%以内で条例で定める率とするとされ、また施行令の改正では、貸付けを受ける際に保証人を立てなければならないとする規定が削除されています。このことにより、災害援護資金の貸付けを受けようとする場合に、保証人を立てることができると同時に、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年1%と規定する条例改正を行うものです。

なお、改正後の保証人や利率に関する規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、平成31年3月31日までに生じた災害援護資金の貸付けについては、改正前の規定が適用されます。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、保証人を立てることに関しては必須から任意に緩和されていることから被災者支援につながるものとして、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第46号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成31年4月1日から施行されたことに伴う改正です。これまで、学童保育所で働く放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬとされていたものを、平成31年度から都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したものとすることで、その対象範囲を拡大するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第61号議案訴えの提起についてです。

本件は、朝倉市健康福祉館における指定管理者の管理上のかしにより破損した設備の修繕費用等について、損害賠償請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求められているものです。

相手方は、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、指定管理者として朝倉市健康福祉館の管理運営を行っていました。

平成30年12月31日、健康福祉館地下ろ過室において起きた源泉ストレーナーのふたが破損する事故に関して適切な措置を講じず、多量の湯を噴出させたことで周辺機器が作動できない状態となり、2カ月間施設を休館せざるを得ない状況となりました。その源泉ストレーナー破損復旧工事の費用約1,000万円と指定管理期間中における責任分担に基づく修理等の未対応分の費用約300万円等の支払いを求めるものです。

執行部によりますと、源泉ストレーナーの破損事故において管理上のかしがあったとする理由について、点検時に異常に気づいていたにもかかわらず営業を続けたことを管理上のかしと市は考えているが、この点は今後裁判で重要な争点になるとのことです。

また、今回のような事案の発生を防止するためにも、今後、施設・設備の指定管理のあり方について検討すべきとの意見も出されました。

本委員会としましては、事故の原因が相手方の管理上のかしにあることを確認していることを踏まえ、これまでの経過からも話し合いによる解決が不可能であり、弁護士とも相談の結果、訴えの提起に至った事情を鑑み、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第42号議案専決処分について（令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第45号議案朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案訴えの提起についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第47号議案ほか12件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇)

○建設経済常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第47号議案ほか12件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第47号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

平成29年7月九州北部豪雨における被災者の住まいを確保するため、市営住宅柿添団地及び市営住宅杷木団地を条例に追加するものです。

名称については、これまで仮称頓田団地及び仮称杷木団地としていたものを、仮称頓田団地は建設地が柿添区に属するため、名称を柿添団地とし、仮称杷木団地については、そのまま杷木団地とします。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第48号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市営住宅杷木団地に汚水処理施設として合併浄化槽を設置するため、汚水処理施設の名称、位置及び処理区域を条例に追加するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第49号議案朝倉市森林環境譲与税基金条例の制定についてです。

これは森林環境譲与税が令和6年度から賦課徴収される森林環境税の税収を先行して充当され、今年度より交付されることに伴い、交付された森林環境譲与税を森林の整備及びその促進に関する施策の財源とするため基金を設置するものです。

執行部によりますと、温室効果ガス排出削減目標達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、平成31年4月1日から施行され、令和6年度より森林環境税が国税として市町村の個人住民税とあわせて年間1,000円を賦課徴収することになりますが、今年度より市町村や都道府県に森林環境譲与税として交付されることになるもので、朝倉市は1,714万6,000円が交付される予定です。

使途について確認したところ、法令上、森林の整備に関する施策、森林整備を担うべき人材育成の確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進などと定め

られているとのことでした。そのため、森林に関する知識を持ち、森林管理の相談窓口でもあり、作業スタッフを有し、日ごろから森林管理事業を行っている森林組合や森林法に定める生産森林組合などの団体が行う森林整備事業に対して補助金を交付することで、所有者の不在や高齢化などにより十分な管理ができていない山林について、間伐などの促進及び保全のための造林、作業道整備など所有者の負担を軽減し、森林整備事業を行うための財源に充てる予定であるとのことでした。

また、森林環境税は、全ての方から一律に1,000円を徴収するのかと確認したところ、住民税の均等割が課税される方を対象とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第50号議案から第58号議案土地改良事業計画の概要についての9議案については、関連がありますので、あわせて報告いたします。

平成29年7月、九州北部豪雨により、農地や農業用施設に甚大な被害が発生し、特に原形復旧が極めて困難な河川沿いの地域については、市営土地改良事業として土地改良法に基づく区画整理を行います。市内全体で約200ヘクタールを15地区、19換地区に地区割りし事業を進めており、そのうち事業計画概要がまとまった地区から議会に上程し、前回3月議会で3地区について議決をしましたが、今回9地区について議会の議決を求めるものです。

それぞれの事業概要は、第50号議案黒川地区は黒川の農地38.7ヘクタール、概算事業費は20億2,662万4,000円、権利者202名、工事期間は令和元年度から令和4年度。

第51号議案桂川流域山後地区は、須川の農地5.1ヘクタール、概算事業費は2億4,577万1,000円、権利者32名、工事期間は令和元年度から令和3年度。

第52号議案桂川流域下須川・下比地区は、須川及び比良松の農地3.8ヘクタール、概算事業費は1億8,031万4,000円、権利者28名、工事期間は令和元年度から令和3年度。

第53号議案桂川流域宮野・入地地区は、宮野及び入地の農地7.3ヘクタール、概算事業費は2億542万円、権利者53名、工事期間は令和元年度から令和3年度。

第54号議案赤谷川地区は、杷木赤谷、杷木松末及び杷木星丸の農地38.8ヘクタール、概算事業費は16億543万8,000円、権利者215名、工事期間は令和元年度から令和5年度。

第55号議案赤谷川下流域地区は、杷木林田、杷木星丸及び杷木大山の農地15.4ヘクタール、概算事業費は5億1,300万3,000円、権利者117名、工事期間は令和元年度から令和5年度。

第56号議案乙石川流域地区は、杷木松末及び杷木星丸の農地17.5ヘクタール、概算事業費は10億5,181万円、権利者121名、工事期間は令和元年度から令和5年度。

第57号議案北川・平川平榎地区は、杷木志波の農地3.9ヘクタール、概算事業費は1億9,810万6,000円、権利者46名、工事期間は令和元年度から令和4年度。

第58号議案北川下流域地区は、杷木志波の農地11.5ヘクタール、概算事業費は4億5,147万円で、権利者125名、工事期間は令和元年度から令和4年度を予定しています。

また、事業費の負担割合は、農地については国が98.2%、市が1.26%、地元負担が0.54%、農業用施設については国が99.9%、市が0.08%、地元負担が0.02%のことでした。

委員会で確認したところ、換地の手順については役員会で農地を貼り付けるための基準をつくり、全体集會に諮って効率的に換地が行えるように進めており、災害復旧ではあるものの農地の機能性を高める土地改良事業と捉え、今後の営農にもつなげていきたいとのことでした。

また、地域によっては、高齢化などの事情もあるため、所有者に規模拡大や規模縮小などの意向調査を行い、役員会などで情報提供しながら換地の中で極力反映していくような手順で進めているとのことでした。さらに所有者だけではなく、耕作者の意向も収集するように努めているとのことでした。

事業期間などの見込みについては、今回全国でも事例のない取り組みではあるが、約1年間をかけて役員会や権利者などとの協議を重ね、計画の概要を作成することで、事業の着手のめどをつけ、権利者の方々に少しでも復旧の見通しが提示できるように業務を行っており、最短で農地復旧を目指していきたいとのことでした。

委員会としましては、多くの地域が中山間地であり、権利者も高齢化してきている中で、執行部も一日も早い復旧を行うという思いであり、被災された権利者の気持ちを鑑み、早期の復旧を期待し、9議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第62号議案市道路線の認定についてです。

中原23号線、延長46.03メートル、幅員6メートルについては、市営住宅中町団地建替え及び団地周辺道路工事により、道路用地として整備されたことに伴い認定するものです。

大休・河原田1号線、延長8,731メートル、幅員4.8から16.5メートルについては、一般国道322号八丁峠道路改良事業に伴う一部新設付け替え工事により、旧道部分が市に移管されるため認定するものです。

委員会では現地調査を行い、中原23号線については、延長や幅員等が認定基準に合致することを確認しました。

大休・河原田1号線については、斜面の崩壊箇所があったため執行部に確認したところ、福岡県と法面の崩壊、道路の陥没、ガードレールの損傷箇所等を調査し、全ての補修が完了した上で市に移管することを確認しているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) それでは、第47号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第49号議案朝倉市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第50号議案土地改良事業計画の概要について(黒川地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第51号議案土地改良事業計画の概要について(桂川流域山後地区)を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案土地改良事業計画の概要について(桂川流域下須川・下比地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案土地改良事業計画の概要について(桂川流域宮野・入地地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案土地改良事業計画の概要について(赤谷川地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案土地改良事業計画の概要について（赤谷川下流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案土地改良事業計画の概要について（乙石川流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第57号議案土地改良事業計画の概要について（北川・平川平榎地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案土地改良事業計画の概要について（北川下流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案の審議を行います。

それでは、第43号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号の審議を行います。

それでは、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

---

午前10時47分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、議会運営委員会より発議案1件が提出されましたので、これを上程いたします。

お諮りいたします。発議案第1号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時47分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案等の質疑を行います。

お諮りいたします。発議案第1号については、質疑を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。発議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。発議案第1号については、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第1号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて令和元年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時50分閉会